



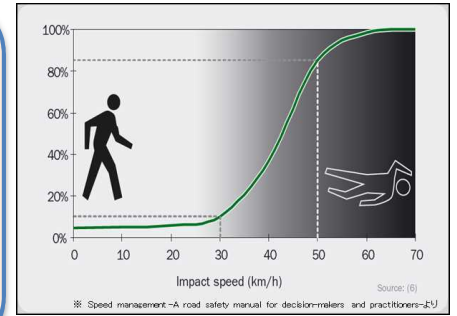
速度取締り指針

令和6年4月
長野原警察署

長野原警察署の速度取締り重点

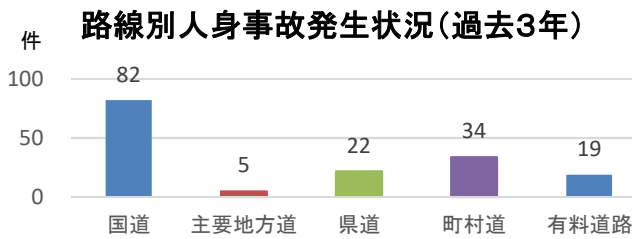
重点路線	重点時間	区域	規制速度
国道144号 国道145号 国道146号 国道292号	8:00~18:00	長野原町大字長野原、川原畑、北軽井沢地内 嬭恋村大字芦生田地内 草津町大字草津地内	40km/h 又は 50km/h

※ 重点路線・時間帯以外でも、取締りを実施することがあります。

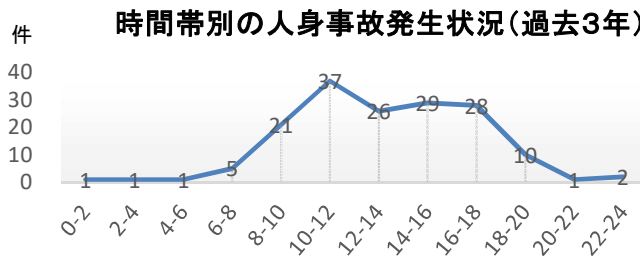


衝突時の速度が30kmを超えると歩行者が死亡する率が急激に上昇します。

重点路線等における交通事故発生実態



路線別の過去3年間の人身事故発生状況を比較すると、国道、町村道、県道、有料道路、主要地方道の順で多く発生しています。国道の中では国道292号が約半数を占めています。



時間帯別における過去3年間の人身事故発生状況を比較すると、8時~18時に比較的多く発生し、特に10時~12時に多く発生しています。



令和5年
死亡事故・重大事故の
発生状況

×は死亡事故発生場所
×は重大事故発生場所

死亡事故及び重大事故の発生については、国道を中心に発生しており、特に国道292号に集中しています。

重点路線に対する主な交通指導取締り方法

- 速度超過による交通事故や、被害の軽減を図るため、各重点路線において速度取締りを実施します。
- 交通事故発生時間帯及び場所に即した交通指導取締りや、白バイ・パトカーによる警戒活動を実施します。
- 通学路及び生活道路における交通事故を防止するため、登下校や出勤の時間帯において、速度取締りを強化します。

その他の交通指導取締り

- 地域住民からの情報や警察官の職務質問により、悪質な飲酒運転や無免許運転等を検挙します。
- 重大事故に直結する危険性の高い、速度超過、一時不停止、横断歩行者妨害等の違反を検挙します。
- 悪質な飲酒運転及び飲酒運転による事故を根絶するため、各路線や生活道路において検問を実施します。